

2014.3

# 消費者相談室ニュース

## 電気通信の勧誘トラブルにご注意！

### ～その通信の契約は必要ですか？～

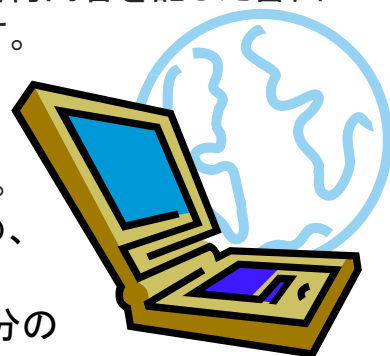
インターネットや携帯端末などの電気通信サービスは、割引やキャンペーン等が多く、消費者の契約時の費用負担が少ないため、勧誘されると必要と思って契約してしまうことがあります。電気通信事業法には迷惑勧誘の禁止、クーリング・オフ等の規定がありません。また、消費者が了解したときには事業者は書面を交付しなくてもよいため、特に電話勧誘販売や訪問販売で契約する場合には、契約先や契約内容を記した書面が交付されず、口頭での契約になる場合があります。

その結果、消費者は誰と何を契約しているのか、契約後に確認できないため、トラブルが発生しています。店舗購入も同様のトラブルが生じています。

勧誘されてもすぐに返事をせず、書面の交付を求め、契約内容をきちんと確認しましょう。そして、割引や

キャッシュバック等の目先の特典にとらわれず、自分の利用環境や目的に照らして必要かどうか、継続的に支払う料金についても十分に検討し、必要がなければ、きっぱり断りましょう。

また、このような特典を強調した勧誘は、同時に複数の契約をしていることが多く、契約時はまとめて申し込むことができても、解約はサービスごとにそれぞれ異なる契約先との手続きが必要になる場合もありますので、解約時には注意が必要です。



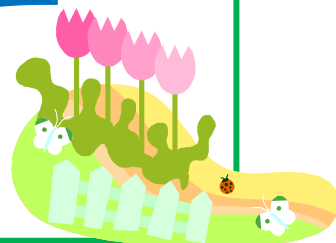
## 主婦連合会 消費者相談室

千代田区六番町 15 番地 主婦会館プラザエフ 3F

月・水・金 10:00～16:00

TEL 03-3265-8135 FAX 03-3221-7864

URL <http://www.shufuren.net/wordpress/cc/>



消費者相談室では、来室・電話・FAX・メールにて相談を受け付けています。消費生活についてわからないこと、困ったことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。相談料は無料です。